

# 東京圏 から 矢巾町 に移住された方に補助制度！！

世帯（18歳未満の子がいない）**100**万円、単身**60**万円

令和5年4月1日より、世帯の中に18歳未満の子がいる場合には、その子1人につき100万円が加算されます。

※起業の場合最大**300**万円

「**移住支援補助金**」を申請される方は  
役場企画財政課 にご相談ください。

企画財政課企画コミュニティ係

窓口 または

電話：019-611-2729 まで

ご連絡ください！



## 対象者

次の①②すべてに該当する方が対象となります。

### ① 次のいずれかの方

- ・直近1年以上かつ過去10年間のうち通算5年以上東京23区の在住者
- ・直近1年以上かつ過去10年間のうち通算5年以上、東京圏※<sup>1</sup>（条件不利地域※<sup>2</sup>を除く）に在住し、かつ、東京23区に通勤※<sup>3</sup>又は通学していた方

※移住する直前の1年以上は連続して東京23区へ在住又は通勤又は通学している必要があります。

### ② 次のいずれかの方

- ・都道府県の実施する「マッチング支援事業」の対象法人に就職した方
- ・岩手県が実施する「起業支援事業」を活用した方
- ・国が実施する「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を活用した方
- ・自己の意志で移住し、移住元の業務を引き続き行う方
- ・岩手県の「遠恋複業」の取組を実施したことがある方

※1 東京圏  
※2 条件不利地域  
※3 通勤

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県。  
HPでご案内しております。  
雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

👉 移住支援補助金の詳細はHPでご案内しております。

<https://www.town.yahaba.iwate.jp/iju/index.html>

